

三田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (出産育児一時金)</p> <p>第11条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (出産育児一時金)</p> <p>第11条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>